

■ ■ ■ ワーク・ライフ・バランス ■ ■ ■

● -----

高度経済成長期（1954～1973年）の日本経済を支えた社会制度

- ① -----労働組合
- ② -----賃金
- ③ -----雇用

-----になれば雇用が保障されるが、会社への-----が強く求められる

◆ -----事件（最高裁 平成 11 年 9 月 17 日）

製薬会社Yに勤務する医薬情報担当者であるXは夫婦共働きであり、妻Aは同じY社で働いている。Y社では職場のマナーリズムを打破するためローテーション人事を行っており、Xには東京営業所から名古屋営業所への転勤を命じることにした。

ところが、妻Aの職場は川崎工場であったため、Xは妻Aと3人の子ども（8か月の乳児、4歳の幼児、9歳の児童）を置いて単身赴任しなければならなくなった。Xたち一家は、この配転命令によって家族生活を営む権利が侵害されたと主張し、Y社に対し損害賠償を請求した。

これに対し裁判所は、(1) Xは入社してから15年間ずっと都内地域の営業を担当しており、この地区を担当する職員の中で最も担当期間の長い者であったから、Xについてのみ異動対象から外すことは不公平である、(2) Xらの受けた経済的・社会的・精神的不利益は、転勤に伴って通常-----すべき範囲内のものである、(3) 名古屋と東京は新幹線を利用すれば約2時間で往来できる距離であり、子どもの養育に協力することが全く不可能とはいえない、(4) 現状において-----を優先すべきであるとする考え方が社会的に成熟しているとはいえない等として、Xらの訴えを退けた。

◆ -----事件（最高裁 平成 12 年 1 月 28 日）

教科書 64頁

音響機器メーカーに勤める女性職員Xは、共働きの夫と長男（3歳）の3人家族で、東京都品川区「旗の台」に住んでいる。夫の勤める会社は港区「^{ひろお}広尾」にあり、通勤所要時間は約40分であった。Xは、保育園が開く午前7時30分に長男を預け、それから目黒区青葉台3丁目にあ

るYの本社に約 50 分かけて勤務していた。保育園が閉まるのは午後 6 時であるが、Xの勤務終了は午後 5 時 40 分であって間に合わないため、かつての同僚と保母とにそれぞれ月 1 万円ずつを払って保育を依頼していた。そんなXに対しY社は八王子事業所への転勤を命じたが、Xは家庭生活等を理由に転勤命令を拒否したため、懲戒解雇されてしまった。

裁判所は、一家が八王子に _____ することで異動命令に協力すべきであったとして、懲戒処分は有効であると結論づけた。

● 高度成長期型モデルの変容（1980 年代～）

1) 労働 _____ 間の _____ 縮 : 貿易摩擦解消のため

2) _____ 問題の深刻化

3) _____ の進行

* 男性は _____ 労働のため育児に不参加 → 男女 _____

4) 高齢化の進行 : _____ を必要とする人が増加

対策として, _____ と _____ の _____ が求められるようになる (労契法 3 条 3 項)

参考文献) 加藤智章ほか編『18 歳からのワークルール』第 6 章